

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.063

処 分 名	建築物省エネ法 建築物の建築に関する届出等
処 分 の 概 要	所管行政庁は、届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきご指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 19 条第 2 項、第 3 項
処 分 基 準	特定建築物以外の建築物の届出に係る建築物エネルギー消費性能基準に適合させるための措置は、その計画の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(建築物の建築に関する届出等)

第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 特定建築物以外の建築物の新築であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二 建築物の増築又は改築であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの（特定建築行為に該当するものを除く。）

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。